訪問理美容サービス利用助成 登録事業者を募集します

在宅の高齢者や障がい者を訪問し、理美容サービスを提供する事業者を募集します。

要件

次のすべてに該当すること。

- (1)出張理美容を行うことについて、上田保健所から承認を得ていること
- (2)所定の講習を受講済または資格を有する者が行うこと
- (3)賠償責任保険に加入していること
 - ・身体賠償 賠償限度額1事故につき5,000万円以上
 - ·財物賠償 賠償限度額 300 万円以上

助成

利用者の居宅において訪問理美容サービスを提供する際の出張経費相当(一回あたり上限 2,095 円)。

事業の流れ

- (1)利用希望者が市へ助成申請書を提出します(利用したいお店を登録事業者から選択)。
- (2)市が通知等を送付します。

利用者へ・・・「サービス助成決定通知書」と「助成券」

登録事業者へ・・・「依頼書」

(利用者の交付番号や氏名、有効期限、利用可能回数などをお知らせします)

- (3)利用者と実施日を調整し、サービスを提供してください。
 - (サービス実施前に、交付番号や有効期限が適切であるかを確認します)
- (4)サービス実施後に、利用者から記名・押印をした助成券を受け取ります。
- (5)助成額以外(理美容料(カット代金など))を、利用者から徴収します。
- (6)「実施報告書」と「請求書」を作成し、助成券を添えて市へ提出してください。

(7)請求書で指定した口座に市が出張経費相当を振り込みます。

訪問理美容開始時期

令和 5 年 4 月予定

登録申請

次の書類を上田市高齢者介護課または障がい者支援課に提出

- (1)登録事業者申請書
- (2)出張理美容を行うことについて、上田保健所から承認を得ていることが確認できる書類
- (3)講習の受講済証または資格者証
- (4)賠償責任保険に加入していることが確認できる書類
- (5)訪問理美容サービスの料金表(出張経費が明らかであること)

お問い合わせ先

〒386-8601

長野県上田市大手一丁目 11番 16号

高齢者介護課高齢者支援担当

Mail:korei@city.ueda.nagano.jp

Tel:0268-23-5131

Fax:0268-29-4466

障がい者支援課

Mail:

shogaisien@city.ueda.nagano.

jр

Tel:0268-23-5158

Fax: 0268-29-4466